

- イ 2の審査基準日がある建設業者で平成17年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む）を受けた者
- ウ 民事再生法等の手続中の者
- 5 申請の方法
経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。
- 6 審査日に持参する書類
 - (1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
 - (2) 経営事項審査添付書類
 - (3) その他知事が別に定める書類
- 7 経営事項審査の手数料及び納付方法
 - (1) 手数料
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額
 - (2) 納付方法
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 8 経営事項審査の結果通知
経営事項審査の結果通知は、申請者に対し郵送する。
- 9 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業係
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111（内線）6020、6021

経営事項審査日程表

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10月決算法人	4	12(火)、13(水)	9時から	熊本県庁 13階会議室
	11月決算法人	4	27(水)		
	個人、12月決算法人	5	17(火)、18(水)、31(火)		
		6	7(火)、22(水)		
	1月決算法人	6	23(木)		
	2月決算法人	6	29(水)		
	3月決算法人	7	4(月)、5(火)、14(木)、15(金)、21(木)		
	4月決算法人	8	17(水)、18(木)		
	5月決算法人	9	8(木)、9(金)、22(木)		
	6月決算法人	10	12(水)、13(木)、18(火)、19(水)		
	7月決算法人	11	8(火)、17(木)		
	8月決算法人	11	24(木)、25(金)、29(火)		
		12	5(月)		
9月決算法人	12	8(木)、15(木)、16(金)			
	1	11(水)、19(木)、20(金)			
宇 城	10~11月決算法人	4	19(火)	9時から	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	5	19(木)		
		6	8(水) ※ 6月8日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月19日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	8(水)		
	2~3月決算法人	6	30(木)		
	4月決算法人	8	25(木)		
	5月決算法人	9	13(火)		
	6月決算法人	10	4(火)、26(水)		
	7月決算法人	11	9(水)		
8月決算法人	11	30(水)			
9月決算法人	12	13(火)			
玉 名	10~11月決算法人	4	15(金)	9時から	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	5	10(火)		
		6	3(金) ※ 6月3日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月10日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	3(金)		
	2~3月決算法人	7	6(水)、22(金)		
4月決算法人	8	23(火)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日(曜日)	開始時間	
玉 名	5月決算法人	9	7(水)	9時から	玉名建設会館
	6月決算法人	10	7(金)		
	7月決算法人	11	2(水)		
	8月決算法人	11	18(金)		
	9月決算法人	1	18(水)		
鹿 本 ・ 菊 池	10～11月決算法人	4	21(木)	9時から	鹿本建設会館
	個人、12月決算法人	5	24(火)		鹿本建設会館
		6	14(火)、21(火) ※ 6月21日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月24日、6月14日が全部予約されてから予約すること。		菊池建設会館
	1月決算法人	6	21(火)		菊池建設会館
	2～3月決算法人	7	12(火)、26(火)		鹿本建設会館
	4月決算法人	8	24(水)		鹿本建設会館
	5月決算法人	9	14(水)		菊池建設会館
	6月決算法人	10	5(水)、24(月)		鹿本建設会館
	7月決算法人	11	16(水)		鹿本建設会館
	8月決算法人	12	1(木)		菊池建設会館
12		12(月)	菊池建設会館		
9月決算法人	1	16(月)			
阿 蘇	10～11月決算法人	4	20(水)	9時から	阿蘇建設会館
	個人、12月決算法人	5	20(金)		
	1月決算法人	6	24(金)		
	2～3月決算法人	7	20(水)		
	4月決算法人	8	26(金)		
	5月決算法人	9	21(水)		
	6月決算法人	10	25(火)		
	7月決算法人	11	15(火)		
	8～9月決算法人	12	6(火)		
上 益 城	10～11月決算法人	4	18(月)	9時から	矢部建設会館
	個人、12月決算法人	5	11(水)		
		6	1(水) ※ 6月1日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月11日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	1(水)		
	2～3月決算法人	7	13(水)		
	4～5月決算法人	8	31(水)		
	6月決算法人	9	30(金)		
	7～8月決算法人	11	21(月)		
9月決算法人	12	7(水)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日(曜日)	開始時間	
八 代	10～11月決算法人	4	14(木)	9時から	八代建設会館
	個人、12月決算法人	5	25(水)		
		6	2(木)、15(水) ※ 6月15日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月25日、6月2日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	15(水)		
	2～3月決算法人	7	27(水)		
	4月決算法人	8	30(火)		
	5月決算法人	9	6(火)		
	6月決算法人	10	6(木)		
	7月決算法人	11	1(火)		
8月決算法人	11	22(火)			
9月決算法人	1	12(木)			
芦 北 ・ 球 磨	10～11月決算法人	4	22(金)	9時から	人吉建設会館
	個人、12～1月決算法人	6	9(木)、10(金)		芦北建設会館
	2～3月決算法人	7	1(金)		人吉建設会館
	4～5月決算法人	9	15(木)、16(金) ※ 9月15日、16日の予約をする際は、原則として、4月決算法人が15日、5月決算法人が16日に予約すること。		芦北建設会館
	6月決算法人	10	20(木)、21(金)		人吉建設会館
	7月決算法人	11	4(金)		芦北建設会館
	8月決算法人	12	9(金)		人吉建設会館
9月決算法人	1	13(金)			
天 草	10～11月決算法人	4	25(月)	10時から (5/13、5/27 6/17、7/8 9/2、11/11 は9時から)	天草建設会館
	個人、12月決算法人	5	12(木)、13(金)、26(木)、27(金)		
		6	16(木)、17(金) ※ 6月17日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月12日、13日、26日、27日、6月16日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	17(金)		
	2～3月決算法人	7	7(木)、8(金)		
	4月決算法人	8	19(金)		
	5月決算法人	9	1(木)、2(金)		
	6月決算法人	10	14(金)		
	7月決算法人	11	10(木)、11(金)		
8月決算法人	12	2(金)			
9月決算法人	1	17(火)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所	
		月	日 (曜日)	開始時間		
大 臣	10～12月決算法人	4	26(火)	10時から	熊本県庁 13階会議室	
	1～2月決算法人	6	28(火)			
	3月決算法人	7	28(木)、29(金)			
	4月決算法人	8	29(月)			
	5月決算法人	9	28(水)、29(木)			
	6～7月決算法人	10	27(木)、28(金)			
	8月決算法人	11	28(月)			
	9月決算法人	12	14(水)			
予備日	受審要件を満たす者	平成 18 年	3	9(木)	10時から	別途指定する 場所

熊本県公告第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営東松尾地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営東松尾地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年2月15日から平成17年3月14日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営北谷尾崎地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営北谷尾崎地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年2月15日から平成17年3月14日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営大矢野北部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営大矢野北部地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成17年2月15日から平成17年3月14日まで
- 3 縦覧場所
上天草市役所

熊本県公告第120号

甲佐町長宮本格から協議のあった田口地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成17年2月7日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の田口地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年2月15日から平成17年3月14日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営上地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営上地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年2月15日から平成17年3月14日まで
- 3 縦覧場所
あさぎり町役場

熊本県公告第122号

平成16年11月15日付けで熊本市長 幸山政史から協議のあった内田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年2月4日付けで同意した。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮谷義子

登載依頼**熊本県社会福祉審議会公告第1号**

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

平成17年2月14日

熊本県社会福祉審議会

- 1 開催日時
平成17年2月23日（水）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ3階 「たい樹」
- 3 議題
 - (1) 専門分科会の開催状況について
 - (2) 平成16年度社会福祉関係主要事業について
 - (3) 平成17年度社会福祉関係主要事業案について